

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	米中対立と相互の経済的規制措置 －主な措置の概要と狙い－
著者 / 所属	神田 茂 / 企画調整室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	462号
刊行日	2023-12-18
頁	130-152
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20231218.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

米中対立と相互の経済的規制措置

— 主な措置の概要と狙い —

神田 茂

(企画調整室)

1. はじめに
2. 米中関係と両国の対立激化
3. 米国の主な経済的規制措置
4. 中国の主な対米措置
5. おわりに

1. はじめに

米中の対立は、2018年以降トランプ政権の下で、貿易摩擦から技術覇権争いへと発展し、米国の措置も追加関税から輸出管理など幅広い経済的規制措置へと広がった。トランプ政権は2017年12月に策定した国家安全保障戦略において、中国を「修正主義勢力」と位置付けた。2021年に発足したバイデン政権も、ロシアによるウクライナ侵攻後の2022年10月に策定した国家安全保障戦略において、中国が「米国にとって最も重大な地政学的課題」であり「唯一の競争相手」であるとしている。

本稿は、こうした状況を踏まえ、米中関係と両国の対立激化に至る経緯、米中双方の主な経済的規制措置の概要や狙い等を紹介する。これにより、昨今の日本を含むインド太平洋諸国や欧州諸国による経済安全保障政策¹の強化、通商や外交上の幅広い対応等について、その背景を解する一助となれば幸いである。

なお、本稿²において意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることに御留意願いたい。

¹ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）の審議に際し、小林鷹之担当大臣は経済安全保障について「多岐にわたる分野、幅の広い分野」であるとした上で、「国益を経済面から確保していくこと」と説明した（第208回国会衆議院内閣委員会議録第12号17～18頁（2022. 3. 25））。なお、同法を中心とする我が国の経済安全保障政策については、本誌第461号掲載の柿沼重志・小林惇「経済安全保障推進法制定後の動きと今後の課題—経済的威圧に対抗するための体制構築に向けて—」を参照されたい。

² 本稿は原則2023年11月13日脱稿時の情報に基づき、インターネット情報の最終アクセスは同月10日である。

2. 米中関係と両国の対立激化

(1) 米国の対中政策（対中「関与政策」）

1979年の米中国交正常化以降、米国の対中政策は「関与政策」といわれ、米中の二国間関係の適切な管理を本質としていた³。米国は中国が異なる価値観に基づいた政治体制であり、両国の間には台湾問題など著しく妥協の困難な問題が所在したものの、国際情勢の多くの点で利害が一致し、協力を促進していけると確信し、中国に接近した。米国は中国が市場化改革、政治改革、国際社会への貢献という同じ目標に向かって進むことを期待して、中国に対する信頼を形成し、中国に関与し、支援や投資により近代化を促した。具体的な支援は、投資、留学生や研究者の受入れ、技術移転や最新研究設備の売却、武器輸出など多岐にわたった⁴。1989年の天安門事件により、中国の民主化に対する米国社会の幻想が崩れた後も、米国は中国が国際的規範を守り米国と協働する国となるよう、WTO加盟等に多くの支援を与えた。

元来、関与政策は、オバマ政権が2011年に表明した「リバランス政策」の下で、アジア太平洋地域における軍事プレゼンスの維持や、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉を通じた貿易・投資のプレゼンスの拡大を目指したように、中国の台頭に対する備え（ヘッジ）も併せ持つものであった。しかし、米国による中国への期待が関与と支援につながっていたとき、米国は中国のパワーが自国のアジア戦略や世界戦略を脅かすものとは考えていなかった。

一方、中国は1980年代以降、米国の優位を受け入れ、米国主導の国際秩序の中で経済的に発展することを選択した。この戦略は鄧小平氏の「韜光養晦、有所作為」（能力を隠して、できることをする）に示され、天安門事件や冷戦終焉の後も続いた。しかし、自らの経済的な台頭と2008年の世界金融危機による先進国経済の不況を契機に、中国には大国としての意識が定着し、胡錦濤国家主席は「韜光養晦、有所作為」を修正し、「韜光養晦、積極有所作為」（能力を隠して、積極的にできることをする）とした。

2012年に中国共産党総書記に、次いで2013年に国家主席に就任した習近平氏は、自身への権力集中や国際社会における自国の利益（核心的利益）の保護を進めていった。オバマ大統領に対しては米中の「新型大国関係」⁵を提案する一方、周辺諸国や地域に対しては「中国的特色のある大国外交」を打ち出し、「一帯一路」構想によるインフラ整備の推進を通じて国境を越えた「中国化」の実現を目指した。習近平氏は2017年以降、「社会主義現代強国の建設」と「世界一流の軍事力の形成」を加速し、「一帯一路」の推進による国際システムの変革や建設に積極的に関与していくと宣言し、中国の「強国」と覇権に対する意思が明らかになった。また、2018年3月に国家主席の任期を「2期10年」とする憲法の規定を削除したことは、自身への権力集中を制度から裏付けるものとなった。

中国が台頭していく過程で、米国の期待とは異なった方向に政策を展開し、米国の優位

また、本稿に記された肩書はいずれも当時のものである。

³ 佐橋亮「米中対立と日本」『国際問題』No. 688（2020年1・2月）9頁

⁴ 佐橋亮『米中対立』（中央公論新社、2021年）10～11、18頁

⁵ 「新型大国関係」とは、①衝突・対抗の回避、②核心的利益と主要な懸案の相互尊重、③ウィン・ウィンの協力を根本原則とするものである。

性を支える国際システムや価値観を修正するほどの強制力を持ちつつあると米国は認識し、中国に対する米国の見方はオバマ政権 2 期目の2013年頃から変化し、対中政策も転換していくこととなる。

(2) 米国の対中政策（「戦略的競争」への転換）

2017年に発足したトランプ政権は同年に策定した国家安全保障戦略⁶において、これまでの対中「関与政策」が誤りであったとし、中国やロシアのような「修正主義勢力」との競争に対応していくとした。これまで関与と支援が中心であった米国の対中政策において、中国を競争相手とみなし、その強制力を押し戻し、成長を鈍化させようという考えが支配的となった⁷。同政権のペンス副大統領が2018年10月に行った対中政策演説は、知的所有権の侵害や技術の窃取、急激な軍事費の伸びに支えられた対外的な軍事的影響力の拡大などを挙げ、広範に中国を批判するものとなった。

2021年に発足したバイデン政権はトランプ前政権の厳しい対中認識を引き継ぎ、2022年に策定した国家安全保障戦略⁸において、中国を「最も重大な地政学的課題」であり「唯一の競争相手」であると位置付けた。その上で、同国との競争はこれからの10年が決定的との認識を示すとともに、中国に対する抑止力を維持強化するため、米国は迅速に行動するとした。同時に、気候変動など利害が一致する場合には協力する考えを示し、「責任ある競争」を行うとした。バイデン政権 2 年目の2022年10月、習近平氏は党大会に続く党中央委員会第 1 回全体会議（一中全会）において 3 期目の総書記に選出され、2023年 3 月の全国人民代表大会でも 3 期目の国家主席に選出された。

(3) トランプ政権による中国に対する経済的規制措置

トランプ政権は、巨額の貿易赤字の解消、不公正な貿易慣行の是正、知的財産や企業秘密保護の強化や技術の強制移転の排除などを求め、2017年 4 月に閣僚級の経済対話を立ち上げたが、以後の協議では具体的合意には至らなかった。トランプ政権は2018年 3 月、1962年通商拡大法232条に基づき、鉄鋼・アルミ製品の輸入が米国の安全保障を危うくしていると認定し、これらに対する追加関税を中国のみならず、日本等の同盟国や友好国に対しても発動した。また、1974年通商法301条に基づく調査の結果、強制技術移転等により米国の通商利益が損害を受けたとして、2018年 7 月以降、中国からの輸入品に対して追加関税を発動し、対象品目を 4 段階に分けて順次拡大していった。これに対し、中国は対抗措置として同等規模の追加関税を発動し、対決姿勢を維持した。

米中経済や世界経済への悪影響の回避が模索される中、両国は2019年12月、貿易協議の「第一段階の合意」（後述）に達し、2020年 1 月に協定に署名したが、その内容は米国が問題視する中国の補助金や国有企業の扱いを先送りするものとなった。

⁶ 米国トランプ政権の「国家安全保障戦略」は2017年12月18日に公表された。

⁷ 佐橋亮『米中対立』（中央公論新社、2021年）131～132頁

⁸ 米国バイデン政権の「国家安全保障戦略」は2022年10月12日に公表された。なお、同政権発足直後の2021年 3 月 3 日に公表された「国家安全保障戦略の暫定指針」は中国を「経済力、外交力、軍事力、技術力を組み合わせて、安定的で開かれた国際システムに持続的に挑戦することのできる唯一の競争相手」と位置付けた。

米中対立は貿易摩擦にとどまらず、2018年から2019年にかけて、軍事利用や技術覇権に関わる先端技術をめぐる争いへと拡大していった。米国の具体的措置も中国大手企業に対する輸出規制や投資規制、デジタル製品の排除などへと広がっていった。さらに、2020年以降、中国のコロナ禍への対応、同年6月の香港国家安全維持法の成立・施行、新疆ウイグル自治区の人権問題等により、中国の政治体制や人権状況への批判も定着し、中国に対する措置は人権を理由とするものや金融分野等にも広がっていった。

トランプ政権は「米国第一主義」の方針を掲げ、これらの措置を単独で採ることが多かった。一方で、米国規制の域外適用や中国製通信機器の排除などに際し、同盟国・友好国の政府や企業に遵守を求めたことにより、対応を余儀なくされる側との軋轢も生じた。

（４）バイデン政権による対中措置の強化

2021年に発足したバイデン政権は、トランプ政権の対中強硬策を継承するとともに、「中間層のための外交」を掲げ、貿易や製造業を超えた広範な分野で中間層の厚みを増すための政策を検討するとしている。また、自由と民主主義という普遍的価値を共有する国との間でサプライチェーンの強靱性を高めるフレンド・ショアリング⁹を進め、新興技術やデジタル貿易等に関するルール作りを主導し、多層的な連合の形成を図っている。

2022年に立ち上げたインド太平洋経済枠組み（IPEF）や経済的繁栄のための米州パートナーシップ（APEP）は、対中国を意識した経済安全保障のためのフレンド・ショアリングであり、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）や地域的な包括的経済連携協定（RCEP）のように積極的な自由化と関税撤廃を定める伝統的な自由貿易協定（FTA）とは異なる新しいタイプの地域枠組みと位置付けられている¹⁰。

政権発足後2年余りが経過し、米国の中国に対する経済的規制措置は半導体規制、データの越境移転の扱いなどに拡大してきたが、グローバル経済における両国の相互依存を反映し、両国の経済・技術関係の完全な断絶（デカップリング）には至っていない。2023年4月にバイデン政権幹部が示した国際経済へのアプローチも、デカップリングではなく、デリスキング（リスク軽減）と多様化を志向するとし、経済を超えて多面的に中国と競争している米国も、対立や衝突は望んでおらず、責任を持って競争を管理するとしている¹¹。

3. 米国の主な経済的規制措置

2017年に発足したトランプ政権から今日のバイデン政権にかけて打ち出された中国に対する主な経済的規制措置は、重要物資や技術の確保とそのサプライチェーンの強化、関税

⁹ 同盟国や同志国との連携を通じたサプライチェーンの強靱化を図る動きと説明される（日本国際問題研究所『戦略年次報告2022』（2023. 2. 15）33頁）。

¹⁰ 岩田伸人「米国が進める経済安全保障の地域枠組み— IPEFとAPEP—」『貿易と関税』（2023. 5）58～59頁

¹¹ サリバン大統領補佐官が4月27日の講演で述べた（経済産業省「対外経済政策を巡る最近の動向～国際経済秩序の再構築に向けた日本の役割」（2023. 6）<https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_eki/pdf/010_02_00.pdf>）。

措置、輸出管理、投資規制、政府調達規制、資本市場への規制、金融制裁、情報通信機器等の規制、大学・研究機関への規制、人権侵害に対する措置その他広範にわたっている¹²。

以下、その概要や狙いとするところ、それらの有効性に関する指摘も併せて紹介したい。

(1) 重要物資・技術の確保とサプライチェーンの強化

重要物資・技術の確保とそのサプライチェーンの強化策として、2021年2月に発出された大統領令は、感染症や地政学的事情など多様な事態における供給不足が米国の製造業の基盤を脅かさないよう、サプライチェーンの強靱化を図り、具体策として、重要部材4品目（医薬品、半導体、蓄電池、レアアースを含む鉱物）のサプライチェーンリスク評価・対応を100日以内に提出するよう指示し¹³、報告書は同年6月に公表された。これに先立ち、同年1月に成立した「国防権限法2021」は、同盟国・協力国との間での「多国間半導体セキュリティ基金」の設立、助成措置の共同実施、規制や半導体技術の対中輸出許可方針の共通化を定めるものとなった¹⁴。

一方、米国議会においては、半導体の国内生産拡大支援や対中規制の強化を目指す対中包括対抗法案が上下各院で審議・可決されてきたが一歩に止らず、国内関連業界の求めに応じ、半導体製造・研究開発に対する補助金と科学技術開発支援について定める「CHIPS・科学法」が上下両院で可決され、2022年8月に成立した¹⁵。ただし、この補助を受けた企業はその後10年間、中国の最先端のチップ製造施設（28ナノメートル以下）向けの投資や拡張を禁じられるため、巨大な規模の中国工場で先端の半導体メモリを生産している企業には厳しい選択を迫る制限条項となった¹⁶。

一方、バイデン政権が当初、気候変動対策を中核に作成し、議会との妥協を経て、同月に成立したインフレ抑制法（IRA）は、米国内の重要鉱物の採鉱や電池の生産能力向上を促すことでエネルギー安全保障を確保し「脱中国依存」を図る狙いを有しており、EV車優遇策の第一の要件として、北米産EV車に対してのみ最大7,500ドルの税額控除が受

¹² これらの具体的措置については、優位性（重要産業、技術等の競争力）、自立性（対外依存度、特に対中依存度の低減）、安全性（重要インフラ等）を軸とする分析もなされている（菅原淳一「米国の経済安全保障強化の取り組み」『貿易と関税』(2022. 6) 40頁）。

¹³ C I S T E C事務局（2021. 1. 25）4頁、同（2021. 10. 26）6頁。重要4分野のうち、EV車用蓄電池に関しては、クリーンエネルギー政策との関連で最も詳細に説明されている。その他の6分野（防衛／情報通信技術／エネルギー／公衆衛生／運輸／農産物・食料）については、1年以内の報告書を要求し、報告書は2022年2月24日公表された。

¹⁴ C I S T E C事務局（2021. 1. 25）4頁、同（2021. 10. 26）7頁

¹⁵ 半導体の米国内製造を支援する「CHIPS法」プログラムに対する520億ドル（うち、半導体関連教育基金2億ドル）と科学技術分野（AI、量子コンピュータ等の先端研究・基礎研究支援）に対する1,020億ドルから成る（C I S T E C事務局（2022. 9. 6）3～6頁）。

¹⁶ 具体的には、台湾のTSMC（中国南京工場で40～16ナノメートルのロジック半導体を生産）、韓国のサムスン（中国西安工場で3次元NANDを生産）、韓国のSKハイニクス（中国無錫工場でDRAMを生産し、Intelから買収した大連工場で3次元NANDを生産）は、上記補助金を受け取った場合、向こう10年間は（ ）内の中国工場に一切の投資を行えなくなる。TSMCの南京工場の生産量は同社の10%だが、サムスンの西安工場で作る3次元NANDは同社の40%を占め、SKハイニクスの大連工場で作る3次元NANDは同社の約30%、無錫工場で作るDRAMは同社の約50%を占める。韓国の2社は中国に巨大市場があり、中国政府の要請・優遇措置の下でメモリを生産しているため撤退も容易ではなく、米中間で極めて厳しい選択を迫られた（湯之上隆「米国の半導体政策が世界にもたらす影響」『東亜』(2023. 2) 2～5頁、湯之上隆『半導体有事』（文藝春秋社、2023年）23～25頁）。

けられることとした。EU、日本、韓国はこの要件の見直しを求めたが、2023年3月末、米国政府は北米以外で生産した輸入EV車への税優遇適用を見送った。この優遇策には第一の要件に加え、車載電池と電池に使われる重要鉱物の一定割合が米国又は米国とのFTA締結国から調達されたものという要件が付されたが、米国政府は同年4月、対象車種を米国メーカーの11車種に限定した。このため、気候変動対策に名を借りた保護主義との批判に加え、バイデン政権の強調する西側の結束を乱し、フレンド・ショアリングやその一翼を担うIPEF交渉の推進とも整合性を欠くとの批判を招いた¹⁷。

(2) 関税措置

既述のとおり、トランプ政権は2018年3月、1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミ製品の輸入に対する追加関税を中国や日本等に対して発動した。バイデン政権下においても、鉄鋼製品に25%、アルミ製品に10%の追加関税の賦課等の措置は維持された¹⁸。

一方、同年7月以降、1974年通商法301条に基づく対中追加関税を4回発動し、対象を順次拡大し、中国は対抗措置として対米追加関税を発動し対象品目を徐々に拡大した¹⁹。

米中両国は2019年12月の「第一段階の合意」の発表を経て、2020年1月に合意文書²⁰に署名した。トランプ大統領は、中国が2020年からの2年間で米国製品・サービスの輸入を計2,000億ドル相当増加し、違反には追加関税を再発動できるとの項目を最も重視した。合意成立後、米国は中国の為替操作国指定を解除したが、対中輸入額(5,400億ドル相当)の約7割に当たる3,700億ドル相当に対する追加関税は引き続き賦課されている。

バイデン政権発足後、米国通商代表部(USSTR)は2021年3月に対中追加関税を当面維持する方針を発表した。米中の閣僚・高官会談等の機会に、中国側は追加関税の撤廃や対中措置(後述)の解除を求めている。米国内にもインフレ抑制のため撤廃に積極的な立場、包括的対中戦略の観点から撤廃には消極的な立場が存在する。

追加関税のうち、1974年通商法301条に基づくものについては、利益を受ける企業からの要請を受け、USSTRが効果・影響を分析することが同法に規定されており、2022年9月、

¹⁷ 2023年3月28日、日米両政府はEV車の車載電池の生産に不可欠な重要鉱物のサプライチェーンを強化する協定(日米重要鉱物サプライチェーン強化協定)に署名したため、日本で採取・加工された重要鉱物を車載電池に使い車体を米国で組み立てれば税優遇の対象となることも期待されたが、日欧韓メーカー製のEV車は全て対象外となった(馬田啓一「EV優遇策をめぐる日米欧の落としどころ」『世界経済評論IMPACT』(2023.5.1) <<http://www.world-economic-review.jp/impact/article2936.html>>、齊藤孝祐「米国インフレ抑制法の諸課題」『C I S T E C Journal』No.206(2023.7))。

¹⁸ 中国など4か国は米国の措置を最恵国待遇違反としてWTOに提訴し、第一審に当たるWTO紛争解決パネルは2022年12月、米国の措置は協定違反との裁定を下した。米国バイデン政権はこれに反発し、2023年1月に上訴の意向を表明した。第二審に当たる上級委員会は機能停止に陥っているため、最終的な裁定の下される見通しは立たない(ジェトロ「米国、通商拡大法232条に基づく鉄・アルミ関税などを違反としたWTO裁定に上訴」『ジェトロビジネス短信』(2023.1.30) <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/01/3f6e105d5ae1ee57.html>>。なお、バイデン政権はEU(鉄鋼、アルミ(2021年10月))、日本(鉄鋼のみ(2022年2月))、英国(鉄鋼、アルミ(2022年3月))との協議を経て、追加関税措置を撤廃し、追加関税(対象国からの輸入総量が一定数量を超えた場合にのみ、当該国からの輸入に追加関税を課す仕組み)を導入した(西村あさひ法律事務所国際投資・通商プラクティスグループ『人権・環境・経済安全保障』商事法務(2023年)168頁)。

¹⁹ 内閣府『世界経済の潮流2019年II』(2020.2.19)4頁

²⁰ 合意文書は全8章(①知的財産、②技術移転、③食品・農産品、④金融サービス、⑤マクロ経済政策・為替の透明性、⑥貿易拡大、⑦相互評価・紛争解決、⑧最終条項)から成る。

USTRは正式な要請を受け、政府が分析を行う間はこれを継続する旨を発表した²¹。

(3) 輸出管理

トランプ政権が強化した輸出管理は、バイデン政権に継承されている。

第一に、2018年8月、「国防権限法2019」により輸出管理改革法（E C R A）が制定された。既存の輸出管理が捕捉できていない「新興技術」や「基盤的技術」を新たに規制の対象とし、①外国への持ち出し、②米国の付加価値が一定以上含まれる製品の外国から第三国への輸出（再輸出）²²について商務省安全保障局（B I S）の許可を求めるものである。

B I Sは「新興技術」や「基盤的技術」の輸出管理を一括して強化することを計画していたが、規制対象となる個別具体的な技術の特定の難しさや経済への悪影響に対する産業界の反発により、包括的な規制強化はできなかった。このため、B I Sは2022年5月、両者を一本化する方針を打ち出し、同年8月に「新興・基盤的技術」として4品目（民生・軍事情途の先端的半導体製造関連）をリスト規制対象とする旨発表した²³。

第二に、軍民融合企業や中国IT大手ファーウェイに向けた裁量的輸出規制や制裁が挙げられる。米国は輸出管理規則（E A R）に基づき、米国の安全保障や外交上の利益に反する者等をエンティティ・リスト（Entity List）²⁴に掲載し、掲載者に対する対象品目の輸出や再輸出を禁じているが、これは再輸出規制を通じて第三国による同リスト掲載者への輸出を規制する米国独自の規制である。トランプ政権下の2018年夏以降、主として中国を対象に強化され、2019年5月以降、ファーウェイとその関連会社150社超がリストに掲載された。また、2020年5月、商務省はファーウェイや関連114法人が米国の技術やソフトウェアを用いた半導体製品等を第三国経由で獲得することを防ぐため、直接製品規則²⁵を

²¹ ジェトロ「米USTR、301条対中追加関税の継続公表、見直し作業に着手」『ジェトロビジネス短信』（2022. 9. 5）<<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/09/3c2ac86a315b7b50.html>>

²² 再輸出とは外国から輸入した通関済みの商品を再度輸出することをいう。米国製の製品、部品、技術、ソフトウェアが、米国から輸出された後に、第三国に再輸出される場合、仕向地、使用者、輸出貨物・提供技術の種類、米国製品や技術の全体の輸出に対する比率等により米国の規制を受ける（C I S T E C「米国再輸出規制入門」（2013年11月25日掲載開始）<https://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/index.html>）。

²³ C I S T E C事務局「最近の米国・中国の経済安全保障関連規制の諸動向（3）－22年初め以降の動向を中心に」（2022. 5. 31）4～5頁<<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/49-20220531.pdf>>、C I S T E C事務局（2022. 9. 6）6～7頁

²⁴ 大量破壊兵器拡散の懸念される顧客や米国の安全保障・外交政策上の利益に反する顧客等のリストを指し、掲載企業に対する輸出には許可が必要となる。

²⁵ 直接製品とは、米国原産品（技術・ソフト・機器）を使って製造した製品をいう。デミニミス・ルールとは当該輸入品にごく少量しか入っていない原材料であれば、関税分類変更基準を満たさなくても問題ないというルールである。機械の輸出を例にとると、E A R規制対象になる米国原産の製品、ソフトウェア、技術を組み込んで日本で製造した製品（組込品）を再輸出する場合、米国原産品目の組込比率が25%以下であれば規制対象外となる。一方、価格換算とは関係なく、その機械が、①米国原産等の技術・ソフトから直接製造されたもの、②米国原産技術・ソフトから直接製造されたプラント又はプラント主要部分から製造されたものである場合には規制対象とする考え方を直接製品規制という。ここでいう「～から直接製造された」とは「～をもとに製造された」という意味合いである（経済産業省貿易管理部「貿易管理をめぐる最近の動向と課題」（2020. 5）<https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/pdf/007_03_00.pdf>、C I S T E C事務局「米国が著しく強化した対中輸出規制についての補足的Q A風解説（改訂2版）－「準有事」の安全保障輸出管理の局面に」（2022. 11. 11）6～7頁<<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/53-20221021.pdf>>）。

修正し規制を強化した。

第三に、先端半導体²⁶やスパコンに関連する輸出規制の強化が挙げられる。具体的には、2022年10月、先端半導体やその製造装置に関する輸出規制が強化された。特定の先端半導体（ロジック半導体では回路の線幅14/16ナノメートル以下）やそれらを含むコンピュータ関連の汎用品の対中輸出を原則不許可とするとともに、特定の先端半導体製造装置の対中輸出も制限する。加えて、米国の人材（永住権を取得した中国人も含む）による技術指導の提供を禁止する。また、米国の技術や装置を使って第三国で製造された製品などの輸出には、再輸出規制として米国の規制が適用される。この措置については、輸出管理の目的を国際平和のための不拡散防止から米国の国家安全保障へと切り替えるもの²⁷、先端半導体や先端半導体の製造能力を中国が今後獲得できないようにするもの²⁸との評価がなされている。

この措置の実施に際し、米国政府は日本政府やオランダ政府に対し、各国企業の独自技術による半導体製造装置を中国に輸出しないよう働きかけ、日蘭両国は輸出管理の強化で同意した²⁹。この背景には、東京エレクトロンを始めとする日本企業が独自技術で半導体製造装置を、また、オランダのASML社が先端半導体の製造に不可欠なEUV露光装置を世界で唯一製造しており、これらが中国に輸出されれば、米国の措置の効果が失われることがある。

ところで、中国に半導体工場を持つ韓国、台湾の企業や、これらの工場から先端半導体の調達を受ける米国企業の要望を受け、米国政府はこれらの企業に対して当初1年間の適用猶予期間を設けていた。本年10月には猶予期間の事実上の延長が報じられ、中国における生産比率を段階的に引き下げていこうとするものとの見方が示された³⁰。同月には、先端半導体の輸出禁止措置を中国以外の21か国に広げる等の追加策が米国政府により発表され、半導体の輸出規制をめぐる動きには今後も注視が求められる³¹。

（４）投資規制（対米・対中投資）

重要物資や技術、そのサプライチェーンを保護する観点から、対米直接投資や対中直接投資に対する規制の強化が図られてきた。

²⁶ ここでいう「先端半導体」とは、回路の線幅14/16ナノメートル以下のロジック半導体、同18ナノメートル以下のDRAM、128層以上の3次元NANDと定義される。これに該当する中国の半導体メーカーは、ファウンドリのSMIC、DRAMのCXMT、3次元NANDのYMT Cである（湯之上隆「米国の半導体政策が世界にもたらす影響」『東亜』（2023. 2）5頁）。

²⁷ 鈴木一人「地経学の問題としての半導体」『Voice』（2023. 7）70頁

²⁸ 高口康太「心臓を貫かれた中国とAIブーム」『Voice』（2023. 7）79頁

²⁹ 日本は2023年3月31日、輸出管理の対象品目に半導体製造装置を含む23品目を追加する方針を発表した。国家安全保障のため中国を名指しして輸出管理の体制を整えるのは困難なため、新たな23品目について輸出許可を要するとした上で、中国向け輸出を許可しない運用がなされるとの見方が示されていた（鈴木一人「地経学の問題としての半導体」『Voice』（2023. 7）71頁）。この措置は7月23日に施行された。また、オランダ政府は新たな輸出規制の強化を6月末に公布し、9月1日から実施した（『朝日新聞』（2023. 7. 2）、『読売新聞』（2023. 9. 2）ほか）。

³⁰ 韓国企業にはサムスンやSKハイニクスが、台湾企業にはTSMCが該当し、米国政府が「脱中国」を短期間で進める弊害の大きさを判断したためとの見方が示されている（『日本経済新聞』（2023. 10. 27））。

³¹ 『朝日新聞』（2023. 10. 19）、『朝日新聞』（2023. 10. 21）

2018年8月、国防権限法2019により外国投資リスク審査現代化法（F I R R M A）が制定された。重大技術・インフラを持つ米国企業に対し外国企業が行う投資の審査を強化するもので、通常の買収・合併に加え、①支配を及ぼさない一定の投資行為（重大技術・インフラ、個人情報にアクセス可能な投資）、②空港、港湾、軍事施設が近接する不動産の取得行為についても事前の届出を義務とし、対米外国投資委員会（C F I U S）が厳格な審査を行うもので、2020年2月に施行された³²。

また、外国による技術買収（対米投資）に対するC F I U Sの管轄権が拡大された。具体的な事例として、2021年3月に発表されていた中国系ファンドによる韓国半導体企業マグナチップ社の買収がC F I U Sの審査難航により中止された³³。F I R R M Aは米国に子会社又は支店を有し、かつ米国との取引がある非米国企業に対する投資（非米国企業間の投資）をC F I U Sの審査対象とし得るが、同社は米国に生産・研究施設がなく、本件は外国の技術買収に対する管轄権を大きく拡大したものと受け止められた。

一方、米国企業による対外投資についても規制が検討されている。2022年12月に成立した2023年度包括的歳出法は、米国の対外投資に起因する国家安全保障上の脅威に対処するプログラムを設けるため、商務省と財務省に資金を供与する旨定めた。これまで議会は、F I R R M Aに基づく対内投資審査と同様の枠組みで米国外への直接投資や重要物資の生産能力・サプライチェーンの海外移転につながる一定の取引を報告させ、審査対象とする枠組みを作る法案を提出してきたが、上記の規定は議会によるコンセンサス作りの難渋を踏まえ、大統領令による実施を想定している³⁴。

また、2022年11月の中間選挙で共和党が多数となった下院に2023年1月、「米国と中国共産党間の戦略的競争に関する特別委員会」が設置され、共和党で対中強硬派のM・ギャラガー議員が委員長に就任した。同委員長は米中関係における直接投資について、これからは米国の対中投資の監視・検証が必要との認識を示した³⁵。

（5）政府調達規制

米国の対中規制措置は政府調達の分野にも及んでおり、その主なものとして、国防権限法2019による規制と国防権限法2023による規制の概要を紹介する。

まず、2018年8月に成立した国防権限法2019による政府調達規制の強化は二段階で行われ、第一段階（2019年8月施行）として、中国企業の通信・監視関連製品を「本質的・実質的に利用」している機器・システム・サービスの米国政府機関による購入・取得が禁止された。第二段階（2020年8月施行）の措置は、米国政府機関に対し、上記の機器・システム・サービスを利用している企業等との契約・取引を禁じた。規制対象にはファーウェ

³² C I S T E C 事務局「米国の外国投資リスク審査現代化法（F I R R M A）について（ポイント整理）」（2019. 7. 3）<<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/13-cj1907-firra.pdf>>、C I S T E C 事務局「米国 F I R R M A（外国投資リスク審査現代化法）及びその改正下位規則の概要」『C I S T E C Journal』No. 186（2020. 3. 9）76～92頁

³³ C I S T E C 事務局（2022. 9. 6）11～12頁

³⁴ C I S T E C 事務局（2023. 1. 19）9頁

³⁵ C I S T E C 事務局（2023. 1. 19）10頁

イ、ハイクビジョン等の通信関連、監視カメラ関連の中国5企業のみが指定された³⁶。

次に、2022年12月に施行された国防権限法2023に基づき強化された政府調達規制は、具体的には、①中国大手半導体企業のSMI C社、CXMT社、YMT C社等の半導体製品・サービスを含む電子製品・部品・サービスの米国政府機関による調達を禁止する、②これらの半導体製品・サービスを含む電子製品・部品を重大システムに使用する企業等からの電子製品・部品の調達を禁止することが定められ、2027年12月に施行されることとなる³⁷。国防権限法2019と同様に、①対象中国企業の製品・サービスを含む製品等自体の調達禁止、②対象中国企業の製品・サービスを含む製品等を自社で使っている企業の製品・サービスの調達禁止という手法が用いられている。施行まで5年、下位規則の制定まで3年の期間が設けられたのは、中国製半導体が含まれているか否かの峻別に実務的困難が伴うことを米国産業界が主張したためといわれる。

(6) 資本市場への規制強化と金融制裁の拡大

中国企業の米国株式市場への上場が規制されるなど、米国の対中規制措置は資本市場への規制や金融制裁の拡大にも及んでおり、主なものの概要と経過を紹介する。

まず、2020年12月に成立した外国企業説明責任法（HFCAA）は米国上場の外国企業に対し、①監査情報の開示、②中国政府・中国共産党の支配下でないことの立証を求め、3事業年度続けて要請に応じないと上場廃止とされる。2022年6月中に上場廃止警告リストに掲載されたのは米国上場中国企業約260社の6割弱に当たる約150社に上り、巨大ITのアリババグループも同リストに掲載されている³⁸。これらのうち、上場廃止に至る猶予期間は、2023年度包括的歳出法（2022年12月議会可決）によるHFCAAの改正を経て、従来の3年から2年に短縮された³⁹。このような規制が導入される中、米国株式市場に上場する中国企業の監査状況の検査について、米中当局は2022年8月に合意に達した。米側の機関は同年12月、中国側への事前通知や干渉なしに案件を選び、必要な情報を獲得し、担当者からの直接面談の可能な形で米企業中国法人など2社の検査を実施した⁴⁰。

資本市場に対する規制は中国の「軍産複合企業」に対しても及んでいる。トランプ政権は「中国軍に所有又は管理されている中国企業リスト」を作成し、掲載した企業の株式等証券の取引・保有を禁止する大統領令を発出した。バイデン政権はこれを廃止した上で2021年6月、中国の防衛関連産業や監視技術企業とこれらの親会社・子会社である軍産複合企業59社をリストに掲載し、米国企業・団体・人による株式等証券の取引を禁止した⁴¹。

一方、中国企業に対する金融制裁にも米国の対中措置の強化が及んでいる。米国においては2023年1月、知的財産保護法2022が成立した。同法は、重大な企業秘密の窃取に関与

³⁶ C I S T E C 事務局「米中の貿易関連等の諸規制の動向について（全体概観）（改訂1版）」（2019. 9. 13）4頁<<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/15-kiseidoko.pdf>>

³⁷ C I S T E C 事務局（2023. 1. 19）2～4頁

³⁸ C I S T E C 事務局（2022. 9. 6）13～14頁

³⁹ C I S T E C 事務局（2023. 1. 19）12頁

⁴⁰ C I S T E C 事務局（2023. 1. 19）11頁

⁴¹ C I S T E C 事務局（2022. 9. 6）18頁。その後2021年12月にドローン大手D J I など9社が追加掲載された。

した外国人を特定し、大統領に対し議会委員会に報告書を提出するよう求めている。その上で大統領に対し、資産凍結、米国金融機関からの一定額超の融資を受けることの禁止等から五つ以上の措置を選択し、当該外国人に課すことを義務付けている⁴²。

この措置に先立つ2022年12月、財務省外国資産管理局（O F A C）は中国の漁船による違法遠洋漁業に関わる漁業会社2社等に対し、人権侵害や腐敗への関与に対する制裁法であるグローバル・マグニツキー法に基づき制裁を科した。制裁の理由は、違法漁業の問題のみならず、長期間の遠洋船上における劣悪な環境下での強制労働や賃金の過少払いが人権侵害や腐敗に当たるというもので、二次制裁⁴³としての金融制裁の対象とされた⁴⁴。

（7）情報通信機器等の米国内民間取引に関する規制

中国の情報通信機器による米国の軍事機密や企業秘密の盗取に対する疑念は、トランプ政権期に強まり、中国の通信機器大手ファーウェイ等に対する規制の導入は米中対立の激化を象徴するものとなった。

まず、2020年3月、安全で信頼できる通信ネットワーク法が施行され、連邦通信委員会（F C C）が指定した中国企業（ファーウェイ、Z T E等中国企業5社）の通信機器等について、地方通信会社を念頭に連邦政府補助金を利用して購入することを禁止し、撤去・交換を義務付けた。小規模事業者による撤去・交換を促すため10億ドルの補助金を計上し、2021年3月には助成が開始された。さらに、同年6月には政府補助金の利用の有無を問わず政府・民間取引から全面排除する方針が打ち出された⁴⁵。

次に、トランプ政権のポンペオ国務長官が2020年8月に表明したクリーンネットワーク構想は、米国企業や個人の情報が中国側にアクセス可能となる懸念を背景に、①通信キャリア、②アプリ、③アプリストア、④クラウドサービス、⑤海底ケーブル、⑥通信パスの6分野で中国企業や製品の排除を目指して、他国にも同調を呼びかけた構想である。この構想自体に法的拘束力はないが、安全で信頼できる通信ネットワーク法は構想に先行する法整備の一つとされる。また、この構想の表明と同日、テンセント社のWeChatアプリの連邦政府端末における使用禁止を命じる大統領令が発出されたことも構想の具体化の一つと位置付けられる。一方、同年6月には米中の大手企業が参画している米国・香港間直通の海底ケーブル計画について、F C Cに対し、米国の通信データが中国に収集される懸念等を理由に香港との接続を認めないよう勧告がなされた⁴⁶。

⁴² C I S T E C 事務局（2023. 1. 19）4～6頁

⁴³ 米国の経済制裁は、一次制裁と二次制裁に区分されることがある。一次制裁とは、米国との接点を有する取引であって、制裁対象者又は包括的制裁の対象となっている国・地域に係るものについて資産凍結や取引禁止等を求めるものである。米国との接点を有する場合は、典型的には、米国人・米国産品が関与し、又は米国内で行われる取引をいう。二次制裁とは、基本的に非米国人と制裁対象者との直接・間接取引であって、米国との接点を有しないものを対象とするものである。

⁴⁴ C I S T E C 事務局「米国の国防権限法、知的財産法、包括的歳出法案等による対中規制強化等の諸動向－2022年12月以降を中心にして」『C I S T E C journal』No. 204（2023. 3）102～103頁

⁴⁵ C I S T E C 事務局（2020. 6. 5）5頁、同（2021. 10. 26）3頁

⁴⁶ C I S T E C 事務局「米国の中国企業製アプリ、通信企業への規制・制裁に関するQ A風解説－TikTok、テンセント／ファーウェイに係る規制・制裁について－」（2020. 8. 19）21～23頁<<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/27-20200819-2.pdf>>なお、アプリ使用禁止の大統領令は、一部地裁における敗訴を受

また、2020年5月、国際経済緊急権限法（I E E P A）に基づく大統領令が公布され、2021年3月に施行された。この規制は、中国企業製の情報通信機器等について、国防権限法2019に基づく既述の政府調達禁止に加え、「外国の敵対者」の機器等について民間分野での取引を制限するもので、中露等6か国の企業等の一定の情報通信技術・サービスについて、政府が職権で調査し取引の可否を決定できることとなる⁴⁷。

加えて、2020年5月に発出された大統領令「米国の基幹電力システムの外国敵対者等からの保護」により、同年12月には重要な防衛施設に供給する電力会社による中国からの特定電力システム品目の購入が禁止された⁴⁸。さらに、2023年度包括歳出法（2022年12月議会可決）には、連邦政府機関の電子端末からTikTokとその開発企業のバイトダンスが開発・提供するアプリやサービスを排除する条項が盛り込まれた⁴⁹。

（8）大学・研究機関への規制

外国の大学や研究機関からの学生や研究者の受入れは、長らく米国の国力を知的側面から支える源となってきた。しかし、米中対立の激化を受け、大学・研究機関からの技術流出防止策として、トランプ政権の下で2018年以降、①ハイテク分野の中国人研究者に対するビザ発給の厳格化（期間を5年から1年に短縮）、②中国との関係を隠しているとされた研究者の追及を強化する「チャイナ・イニシアティブ」による産業・学術スパイ対策、③外国からの資金提供や人材募集計画への参加制限や情報開示の義務化などの措置が採られている。2018年6月以降、軍民融合に関わる留学生等のビザを取り消す大統領令が発出され、2020年末までに2,000人以上が米国から退去したとされ、バイデン政権もこの大統領令に基づき、理工系大学院生ら500人以上に対してビザ発給を拒否したと報じられている⁵⁰。

しかし、2022年2月、バイデン政権は「チャイナ・イニシアティブ」の打切りを表明した。この背景として、イニシアティブの推進により、中国の大学等との間での研究資金受取や兼業等に関する開示・報告義務違反を理由に逮捕・立件され有罪となる事例はあったものの、中国人全般に対する偏見助長の懸念、立件に至らず米当局による賠償に至った事例、中国人研究者の萎縮や離米等の副作用が生じたことが指摘されている⁵¹。

（9）人権侵害（香港、新疆ウイグル）に対する措置

香港やウイグルなどをめぐる中国の人権侵害は、米国の基本的価値と相容れないものとして、米国の対中措置の理由のより多くを占めるようになっている。

米国においては2019年、香港人権・民主主義法が成立し、「一国二制度」の検証を踏まえた香港向け優遇措置の見直し、人権侵害に関与した当局者への制裁が定められた。中国政府が2020年6月30日に香港国家安全維持法を成立・施行させると、米国は、香港を輸出管

け、その後撤回された。

⁴⁷ C I S T E C 事務局（2021. 10. 26）3頁

⁴⁸ C I S T E C 事務局（2021. 7. 7）10頁

⁴⁹ C I S T E C 事務局（2023. 1. 19）13頁。この条項は政府職員個人の端末を拘束するものではない。

⁵⁰ C I S T E C 事務局（2021. 10. 26）5頁

⁵¹ C I S T E C 事務局（2023. 8. 22）17頁

理規制上、中国本土と同一扱いにする厳格化措置を講ずるとともに、産地を香港と表示することを義務付け、中国本土と同じ関税率を適用することとした。同年7月には香港自治法を成立させ、香港での「高度の自治」侵害に関わった者に対する禁輸、資産凍結、ビザ発行拒否等の制裁を加えるとともに、制裁対象者と「著しい取引」をした企業、個人、金融機関に対する二次制裁を規定した⁵²。

一方、新疆ウイグル自治区の人権状況を踏まえ、2020年6月にウイグル人権法が施行され、強制労働等の人権侵害に関与した当局者や企業に対して金融制裁が課されることとなった⁵³。さらに、同年12月以降、トマトや綿花のような個別製品が強制労働への関与の疑いで輸入禁止とされた⁵⁴。また、各国の脱炭素政策を支える太陽光発電パネル関連製品は中国製が世界の5割以上のシェアを占めるが、2021年6月にはウイグルにおける強制労働への関与を理由に中国大手企業の製品が輸入禁止とされた⁵⁵。さらに、2022年6月、ウイグル強制労働防止法が施行され、同地区の産品は全て強制労働に関わったと推定され、原則輸入禁止とされた⁵⁶。

(10) 米国の対中措置の有効性

既述のとおり、中国との戦略的競争が激しさを増す中、米国は中国による欧米の重要な技術へのアクセスを制限し、米国の科学的フロンティアを広げ、イノベーションの伝統を強化しようとしてきた。2022年8月にはCHIPS・科学法を成立させ、米国の技術強化を模索したほか、IRAを成立させ、米国における重要鉱物の採鉱や電池の生産能力向上を促すことでエネルギー安全保障の確保や「脱中国依存」を図った。また、同年10月には先端半導体技術の中国企業への輸出に対して広範な規制を新たに課した。

しかし、このような米国の取組に対しては、問題の本質を見落としたものとの指摘もなされている⁵⁷。すなわち、中国企業の技術力の向上は、米国が非難するような先進国企業に対する強制的な技術移転、知的財産の窃盗、欧米の科学的な突破力への依存だけがもたらしたのではなく、大量生産の途上での学習プロセスによりもたらされたものである。米国企業が過去20年間、経営資源を研究開発とマーケティングに集中する一方で、中国は自国企業に対し、技術集約型産業の比類なき製造・生産能力を政府の大規模支援により整備

⁵² C I S T E C 事務局「米国の香港自治法等による対中制裁及び香港国家安全維持法によるビジネス上の影響に関するQA風解説」(2020. 8. 19) 1～3頁<<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/26-20200819-1.pdf>>

⁵³ C I S T E C 事務局(2020. 9. 2) 22頁

⁵⁴ C I S T E C 事務局(2021. 7. 7) 12～14頁

⁵⁵ 太陽光発電で最も普及している「結晶シリコン方式」発電の心臓部はシリコン鉱石を精錬して作られる結晶シリコンであり、世界の太陽光発電用の結晶シリコンの80%は中国製である。そのうち半分以上が新疆ウイグル自治区で生産され、世界におけるシェアは45%に達するとされる(杉山大志「中国依存の脱炭素は愚かだ CO₂と独裁国家、どちらが喫緊の脅威なのか?」キャノングローバル戦略研究所(2022. 3. 15) <https://cigs.canon/article/20220315_6647.html>

⁵⁶ C I S T E C 事務局「中国ビジネスの安定性・前提を揺るがす米中の諸規制の一層の尖鋭化—中国側のドラスティックな規制と政策転換で、対中ビジネスに多大な影響」(2021. 8. 23) 19頁<<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/42-20210823.pdf>>、C I S T E C 事務局(2021. 10. 26) 9頁。産品が強制労働に関わっていないことの举证責任は輸入者側に課せられる。

⁵⁷ ダン・ウン「中国技術革命の本質」『フォーリンアフェアーズリポート』(2023. 5) 62～74頁

した。さらに、そのような過程に外資系企業を取り込み、膨大な中国人労働者に世界トップレベルの製造工程を経験させた。中国が健全な製造基盤を構築したことは、例えば、太陽光発電パネルやEV車向け大容量蓄電池における支配的な優位の獲得につながり、欧米諸国の多くが脱炭素化政策を左右する重要技術を中国に大きく依存する状況につながっている。この観点から、米国は製造業を軽視せず、製品を市場に送り出すためのプロセス知識や産業エコシステムの構築に力を注ぎ、自国が比較優位を持つと考えられる戦略的産業を強化すべきとの指摘がなされている。

4. 中国の主な対米措置

米国の中国に対する経済的規制措置に対抗する形で、中国もまた米国に対し重要物資や技術の確保、関税措置、輸出管理、技術や重要データの国際移転規制、投資規制、政府調達規制、資本市場への規制、外国による制裁への対抗など広範な措置を導入・検討しており、中国の民営企業に対する政府や党の支配力も強化されている。以下、その概要や狙いとるところを紹介したい。

(1) 中国の「経済安全」に関する考え方

中国は文化大革命後に目指した「4つの近代化」⁵⁸の一つに科学技術を位置付け、1978年に始まった「改革開放」政策の下でも海外からの先進技術の導入を推進していく。既述のとおり、米国が対中関与政策を進めていくための具体的な対中支援においても、先進技術の提供は重要な役割を担っていた。2013年3月に発足した習近平政権の唱えるハイレベルな科学技術の「自立自強」や内製化にも海外の先端科学技術の獲得は不可欠なものである。

習近平政権は2014年、総合的な国家安全保障観（総体国家安全観）を表明した。これは11の領域（政治、国土、軍事、経済、文化、社会、科学技術、情報、生態系、資源、核）にまたがる包括的な安全保障体制を構築しようとするものである⁵⁹。また、2015年に国家戦略に格上げされた軍民融合は、民間資源の軍事利用や軍事技術の民間転用などを推進する概念とされる。製造業の高度化を目指す「中国製造2025」もこの年に公表されている（後述）。加えて、同年7月には国家安全法が成立・施行された。この法律は、国家の基本的な経済制度と社会主義経済秩序を保護し、経済安全保障リスクを防止・解決するための制度的メカニズムの改善を国家の役割と規定し、欧米に先駆けて国家主導で経済と安全保障の一体化を図るものであった。また、2020年に提起した「双循環」政策は、消費を主とする内需主導型への経済の構造転換を目標に掲げたが、この政策を経済安全保障の観点から見れば、自国の大規模な市場の優位性をいかし、国際経済の中国経済への依存を深めさせる戦略的狙いを有するものとされる⁶⁰。

加えて、中国政府は米国の対中措置に対抗し、輸出管理、投資審査、外国法律の域外適

⁵⁸ 農業、工業、国防、科学技術の近代化をいう。

⁵⁹ 2023年現在、海外利益、生物、宇宙、極地、深海も含めた16領域に及んでいる。

⁶⁰ 習近平国家主席は2020年4月の共産党中央財経委員会における談話の中で、世界のサプライチェーンにおける中国への依存度を高め、供給を停止する外国への強力な反撃・抑止力を形成すると述べた（関辰一「「双循環」戦略で所得倍増を目指す中国」『アジア・マンスリー』（2021. 1））。

用への対抗などに関する国内法を整備してきた。ただし、バイデン政権による2022年10月の半導体関連輸出規制の強化に対して、中国政府は米国の措置をWTOに提訴する等の対応にとどめ、外国の差別的措置に対抗する法的根拠となる反外国制裁法（後述）を米国の対中措置に関与した企業に対し広く適用するには至っていない。背景として、中国の経済回復の必要性、「双循環」政策の狙う中国市場やサプライチェーンへの外国企業の組み込みの必要性が指摘されている⁶¹。

（２）重要物資・技術等の確保

既述のとおり、中国政府は近年、民間資源の軍事利用や軍事技術の民間転用などを推進する軍民融合政策を打ち出し、2015年に国家戦略に格上げした。また、「中国製造2025」の下で「製造強国」を目指し2025年までに高度な中間素材、部品、製造装置の7割を国内生産するとの目標を設定した。この対象には10の重点強化分野（ロボット、航空宇宙、省エネ自動車、新材料、バイオ等）が定められた⁶²。

また、機微技術の開発支援策として量子研究開発を支援するため、量子コンピュータを重大科学技術プロジェクトに位置付け、量子情報科学国家実験室の整備等のために約70億元（約1,200億円）を投資することとした。また、半導体産業支援については、2014年に「国家集積回路産業投資基金」を設置し、関連技術に対し5兆円を超える大規模投資を行うこととした⁶³。

一方、重要技術における優位性を確保する観点から、中国は、技術における国際標準化の推進を国家戦略に位置付け、2013年以降一帯一路構想を推進していく中で、2018年に「中国標準2035」プロジェクトを開始し、IoT（モノのインターネット）や情報技術機器などについて国家標準や業界標準の国際標準化を進めるという目標を掲げた⁶⁴。このプロジェクトの下で行った検討の結果を踏まえ、中国は2021年10月に「国家標準化発展綱要」を策定し、国際標準化を実現するための具体策として、国際標準化機構（ISO）を始めとする国際標準化機関⁶⁵の運営・戦略策定・ガバナンスへの参画、一帯一路事業における関

⁶¹ 江藤名保子「中国の「経済安全保障」何をどう備えているか」『東洋経済オンライン』（2023. 2. 13）〈<https://toyokeizai.net/articles/-/651413>〉、日本とオランダが米国の求めに応じ先端半導体の対中輸出規制強化の決定を下したことについて、中国政府は2023年4月、WTOに調査を求めた（馬田啓一「米中デカップリングとサプライチェーン再編」石川幸一ほか編著『高まる地政学的リスクとアジアの通商秩序』（文眞堂、2023年）53頁）。また、中国政府は同年5月、日本側に強い不満を示し、国際経済・貿易ルール違反であるとして撤回を求めた（CNN〈<https://www.cnn.co.jp/tech/35204516.html>〉）。

⁶² 10大重点分野とは、次世代情報技術、先端数値制御工作機械・ロボット、航空宇宙設備、海洋エンジニアリング・ハイテク船舶、先進軌道交通設備、省エネ・新エネルギー自動車、電力設備、新素材、バイオ医薬・高性能医療機器、農業機械設備である（国立研究開発法人科学技術振興機構中国総合研究・さくらサイエンスセンター編集「中国の10大重点製造業とトップ企業の現状と動向」（2018. 9）。内閣官房・経済安全保障推進会議第1回資料3「経済安全保障の推進に向けて」（2021. 11. 19）〈https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyo/dail/shiryous3.pdf〉、経済安全保障法制に関する有識者会議第1回「資料3」（2021. 11. 26）〈https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/dail/siryous3.pdf〉

⁶³ 経済産業省関東経済産業局「経済安全保障に関する国際情勢や日本の対応」（2022年9月）〈https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/boeki/data/1-lgi_jyutu_keizai_2022.pdf〉

⁶⁴ 特に、IoT、クラウド・コンピューティング、ビッグデータ、5G、AIなどを世界の重要なインフラを支える未来技術と捉え、これらの技術の規格開発に重点を置くこととしている。

⁶⁵ 国際標準化機構（ISO）、国際電気標準化会議（IEC）、国際電気通信連合（ITU）などをいう。

係国との共同規格の策定、国際標準化関連人材の育成などに取り組んでいる。世界的なパンデミックをもたらした新型コロナウイルス感染症への対応においては、公衆衛生に資する住民追跡システムを次世代都市計画に組み込み、ISOなどにおいて国際規格案を提案し、プライバシーとの両立に対する懸念から日米欧が警戒を強めている⁶⁶。

また、世界各国が脱炭素政策を進めていく上で不可欠な物資や技術についても、中国は戦略的に対応し、自国の優位性の維持・向上を図っている。レアアースについては、国家安全上の重要物資と位置付け、2021年1月に「レアアース管理条例案」を公表した。①国務院による共同管理メカニズムの構築、②国による総量指標管理の実施、③違法採掘・生産の監視と罰則規定の制定、④輸出管理、⑤戦略備蓄などを内容としている⁶⁷。中国の輸出管理制度については後述するが、2023年に入り、レアアースを用いる高性能磁石の製造技術の輸出禁止の検討が報じられ、中国がEV車の製造に必要な物資を戦略的に活用し、日米欧による対中措置に対抗するものとの指摘がなされた⁶⁸。10月末にはレアアースや化合物の輸出管理が強化された⁶⁹。一方、再生可能エネルギーの利用拡大を支える太陽光発電パネルの主要要素の製造技術についても、中国政府が輸出制限を検討しているとの報道がなされた⁷⁰。同年8月からは、半導体素材のレアメタルであるガリウム等の輸出規制が開始され⁷¹、中国のハイテク部門を標的にした規制が続くのであれば、対抗措置はエスカレートするとの中国側関係者のコメントが報じられている。加えて、一部の黒鉛類品目について12月から輸出管理が実施されるとの発表が中国当局によりなされている⁷²。

中国は重要技術の獲得のため、高度人材の確保にも戦略的に取り組んでいる。いわゆる「千人計画」とは、海外の高度人材を招聘し、国家級プロジェクトの責任者に充てるもので、正式名称を「海外ハイレベル人材招致千人計画」という。党中央組織部が外国人研究者について特定の技術へのアクセス権限の情報等を収集し、地方政府（省、市、県）による活動も管理・調整している。米中対立が激化して以降、中国政府はこの計画の明示を控えているが、計画や関連するプログラムはなお存続しているとされる⁷³。既述のとおり、トランプ政権は「チャイナ・イニシアティブ」を立ち上げ、産業スパイ対策やサイバー攻撃対策に取り組んだが、バイデン政権は2022年2月、これを打ち切る旨表明した。

⁶⁶ C I S T E C 事務局（2020. 9. 2）23～24頁

⁶⁷ ジェトロ上海事務所海外調査部「中国のレアアース管理に関する政策の概要と動向」（2022. 1）〈https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/6d50807a44f904c1/20210070_05.pdf〉

⁶⁸ 馬田啓一「EV優遇策をめぐる日米欧の落としどころ」『世界経済評論IMPACT』（2023. 5. 1）、馬田啓一「米中デカップリングとサプライチェーン再編」石川幸一ほか編著『高まる地政学的リスクとアジアの通商秩序』（文眞堂、2023年）54頁

⁶⁹ 『日本経済新聞』（2023. 11. 8）。輸出業者にレアアースの種類や輸出先の報告を義務付けるもので、2025年10月末までの2年間の措置とされている。

⁷⁰ 「中国、ソーラー製造巡り輸出禁止措置検討―外国の供給網構築けん制か」Bloomberg（2023. 1. 27）〈<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2023-01-27/RP3ZHJT1UM0W01>〉

⁷¹ C I S T E C 事務局（2023. 8. 22）20～21頁、『日本経済新聞』（2023. 7. 27）

⁷² 黒鉛はEV車搭載電池の負極材に用いられる（『日本経済新聞』（2023. 10. 21））。

⁷³ 柏原竜一「経済安全保障と千人計画」『治安フォーラム』（2022. 6）75～76頁、藤谷昌俊「経済安全保障の根幹、重要技術流出のリスク―経済インテリジェンスの脅威」『日本戦略研究フォーラム季報』Vol. 94（2022. 10. 1）88頁

(3) 関税措置／輸出管理と技術・重要データの国外移転規制

トランプ政権が発動した1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミ製品輸入に対する追加関税や1974年通商法301条に基づく対中追加関税を受け、中国は対抗措置として対米追加関税を発動し対象品目を徐々に拡大した⁷⁴。ただし、米中相互の輸入額を考えれば、中国の対米追加関税の効果には限界があった。

次に、米国の対中輸出管理の強化に対抗し、中国も輸出管理法の制定を始めとする措置を講じている。輸出管理法は中国の制度における独自の概念や規定について不明確なところを残したまま、2020年12月に施行された。同法は国の安全と利益の擁護、拡散防止等の国際義務の履行に関わるモノ、技術、サービス、データ等の輸出管理の強化を目的としている。具体的には、①規制品リスト、②特定品目の輸出規制先（主体）を定めるリスト、③みなし輸出・再輸出規制、④域外適用の原則、⑤報復措置等を規定している⁷⁵。西側諸国政府や企業からは、①から⑤の規定に加え、輸出活動に関する監督検査、国家の安全と利益に関する条項などについて疑問や懸念が示された⁷⁶。

ところで、米国は以前から輸出について、米国以外の第三国からの輸出や技術移転を域外適用の形で規制下に置き、新たな手法でその効果の及ぶ範囲を格段に拡大させてきた。今後、中国が同様の手法をとれば、外国企業が中国で製造・開発した製品・技術を中国以外の国で展開する際、中国からの輸出や技術・データの移転だけでなく、輸出先国からの再輸出や技術・データの移転も許可対象とされ、サプライチェーンや安全保障への影響が懸念される⁷⁷。また、みなし輸出は通常は当該国内での技術（ソフトを含む）提供を対象とするが、中国輸出管理法に基づくみなし輸出には技術のみならず、貨物、サービス、データも含まれる。このため、企業内活動が外国人と中国人とで分断されるだけでなく、中国共産党による企業支配や中国政府による影響が強まることが懸念されている⁷⁸。

また、技術の国外移転について、中国は既述の輸出管理法による規制のほか、外国貿易法の下位規則である技術輸出入管理条例（2002年1月施行）に基づく輸出禁止・輸出制限技術リストに則した輸出・移転規制を行っている。同リストは2022年8月末に大幅な追加改正が行われ、即日施行された。追加されたのはA I、暗号チップ設計、量子暗号、高性

⁷⁴ 中国の対米追加関税措置の対象品目数は、第1弾が545（2020年の対米輸入額は292.5億ドル、第2弾から第4弾の数字も同様）、第2弾が333（86.3億ドル）、第3弾が5,207（488.5億ドル）、第4弾が1,600（96.2億ドル）である（大木博巳「2021年の中国の対米輸入 対米追加関税措置の影響」『I T I フラッシュ』No. 509（2022. 4. 11）〈<https://iti.or.jp/flash/509>〉）。

⁷⁵ 管理対象品目の全体像は施行後の2021年11月19日の時点でも未公表であった（C I S T E C事務局「中国輸出管理法の成立・施行について—2020年12月1日施行へ」（2020. 10. 19）〈https://www.cistec.or.jp/service/china_law/20201019-kaisetu.pdf〉、内閣官房・経済安全保障推進会議第1回資料3「経済安全保障の推進に向けて」（2021. 11. 19）〈https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyo/dail/shiryou3.pdf〉、経済産業省関東経済産業局「経済安全保障に関する国際情勢や日本の対応」（2022. 9）〈https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/boeki/data/1-1gijyutu_keizai_2022.pdf〉）。

⁷⁶ 経済産業省は中国の輸出管理法施行を控えた時期、日本の産業界に対し、①各社には自社のサプライチェーンのリスクを精緻に把握し、規制当局に必要な許可申請をとられたい、②輸出管理上求められていることを超えて過度に萎縮する必要はない、③仮にサプライチェーンの分断が不当に求められることがあれば、経済産業省は前面に立って支援していくとの姿勢を示した（梶山経産相会見（2020. 11. 17）抜粋）。

⁷⁷ C I S T E C事務局（2022. 9. 6）48頁

⁷⁸ C I S T E C事務局（2022. 9. 6）49頁

能検知、ソフトウェアセキュリティ関連の技術である。当時米国企業への売却が検討されていたTikTokのコア技術も対象とされ、中国が優位性を持っている又は持とうとしている技術の海外移転を規制する狙いがあるとされる。輸出管理法の関連法規の整備や実務の確立が進められる中、別の法体系で国外移転規制が図られたこととなる⁷⁹。

一方、2021年9月に施行されたデータ安全法は、中国の国内外におけるデータ処理活動について、中国の国家安全、公共利益、国民、組織の合法権益を損なった場合には責任追及を可能にする旨規定している。このような規制については、①西側企業の中国への研究開発拠点の設置、②合弁企業等による技術開発の成果の自国や本社での共有、西側諸国への展開、③中国に招聘された西側諸国の研究者による基礎研究の成果の海外向け発表・共有を制約することなどが懸念されている⁸⁰。

(4) 投資規制（対中投資）の導入と政府調達に関する規制強化

海外からの投資の増加とそれに伴う安全保障上のリスクの高まりを受け、中国においては2020年1月に施行された外商投資法により、対中直接投資の安全審査制度の大枠が定められ、より具体的に制度を定める外商投資安全審査弁法が2021年1月に施行された。

審査の対象は、外国投資者による①中国国内における新規プロジェクトへの投資、②合併・買収による国内企業の持分・資産の取得などである。その上で、①軍需産業、軍需付帯産業等への投資、②軍事施設（周辺地域）における投資、③国防・国家安全に関わる重要設備製造や重要インフラ等への投資であり、かつ投資先企業の実質的支配権を取得するものへの投資については、実施前に中国当局に審査を申告するよう求めている⁸¹。

次に、政府調達について、中国政府によるIT機器等の調達におけるセキュリティ審査の強化、中国国内での設計・開発・生産等を国家規格への適合の形で求める動き、国内市場へのアクセスの条件として技術内容を当局に開示するよう求める動きなどが報じられ、WTOにおいても内外無差別原則との抵触や強制技術移転の一種として議論されている⁸²。まず、2020年6月に導入されたIT機器調達に関する厳しいサイバーセキュリティ規定は、インターネット安全法（2017年施行）に基づく審査弁法を根拠とするもので、必要不可欠な情報インフラの運営業者に対し、国家安全保障に影響を及ぼす可能性のある財・サービスの発注に際し、厳しい審査を義務付ける。米国がファーウェイなど中国企業に厳しい規

⁷⁹ C I S T E C 事務局（2020. 9. 23）、C I S T E C 事務局（2022. 9. 6）50～51頁、C I S T E C 事務局（2023. 1. 31／2. 27）5～7頁、経済産業省関東経済局「経済安全保障に関する国際情勢や日本の対応」（2022. 9）〈https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/boeki/data/1-1gijyutu_keizai_2022.pdf〉、ジェトロ調査部中国北アジア課「中国の経済安全保障に関する制度情報」（2023. 9. 30更新）

⁸⁰ C I S T E C 事務局（2022. 9. 6）49～50頁、内閣官房・経済安全保障推進会議第1回資料3「経済安全保障の推進に向けて」（2021. 11. 19）〈https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyo/dail/shiryou3.pdf〉

⁸¹ ジェトロ「外商投資に関する安全審査制度を発表、該当する投資は自主申告が必要に、1月18日から施行」『ジェトロビジネス短信』（2021. 1. 14）〈<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/01/72daeal41a678f9.html>〉、ジェトロ北京事務所・海外調査部「外商投資安全審査弁法概要」（2021. 8）〈https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/e92a59e82865d470/20210034_04.pdf〉

⁸² C I S T E C 事務局（2023. 1. 31／2. 27）11～12頁

制措置を講じたことを念頭に置いたものとされる⁸³。

また、2022年7月、中国政府が複合機などのオフィス関連機器や情報システムについて、全生産工程の国産化を求める新たな国家規格を制定し、この規格を安全評価にも用いるとの報道が、次いで2023年7月には、このような「国産化」を2027年までに完了するよう中国政府が内部文書で指示をしているとの報道がなされている⁸⁴。こうした外資排除の動きはWTO協定の定める内外無差別原則の観点から問題視されている。中国はWTOの複数国間貿易協定である政府調達協定（GPA）を締結していないが、加盟交渉を15年以上継続してきた。また、中国はGPAと似た規定を有するCPTPPへの加盟を正式に申請しているため、調達ルールの開放に逆行する姿勢には批判が強まり、懸念が抱かれている⁸⁵。

一方、中国政府が外資企業に求めていたオフィス機器に関する技術移転に対しては、中核技術の流出や中国事業の見直しを余儀なくされるものと日米などの企業から強く反発されていたが、2023年7月、中国政府が要求の一部を撤回する方向で検討に入ったとの報道がなされた⁸⁶。コロナ後の景気回復に陰りが見える中国側が外資企業に歩み寄ったとの見方も出ているが、今後の動きを注視する必要がある。

（5）資本市場に関する規制（中国企業の海外上場規制）

中国企業による米国市場への上場が米国当局により規制される一方、中国当局は2021年以降、インターネット・データ関連、教育関連等の中国企業に対する海外上場規制を強化し、配車アプリサービスDiDiに対する米国上場廃止の指示、米国で上場済みだった国営企業5社の自主的な上場廃止のような事例が発生している。

これまで国外における株式発行・上場は、中国の企業が外資を効果的に利用し、資本市場の対外開放を促進する上で積極的な役割を果たしてきた。しかし、中国政府は一部企業による財務の捏造、国の産業政策に対する違反、国家安全への脅威などを理由に2023年3月、海外上場に関する一連の諸規則を施行した。管理監督制度の整備、出願要件の明確化、法的責任の明確化等の規定を通じ、国家安全や国家秘密の防護を強化しようとしている⁸⁷。

（6）外国による制裁への対抗と民営企業に対する政府・党の支配強化

米国を念頭に置いた中国側の主な対抗法令として、既述の輸出禁止・輸出制限技術リスト、輸出管理法などに加え、以下の措置が挙げられる。

まず、信頼できない主体リスト（中国版エンティティ・リスト）制度は、米国のエンティティ・リストによる輸出・再輸出規制への対抗を念頭に、2020年9月に施行された。国際貿易や関連活動において、①中国の国家主権・安全等への危害、②正常な市場取引原則に反した中国企業等への供給停止等の差別的措置に対して相応の措置を講じる。具体的には、

⁸³ C I S T E C 事務局（2020. 6. 5）17～18頁

⁸⁴ C I S T E C 事務局（2023. 1. 31／2. 27）11～12頁

⁸⁵ 『読売新聞』（2023. 7. 7）

⁸⁶ 『日本経済新聞』（2023. 7. 27）

⁸⁷ C I S T E C 事務局「最近の米中関連の経済安全保障関連動向等と留意点－23年2月以降の状況」（2023. 4. 27）26～28頁<<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/66-20230427.pdf>>

リストに加えられた外国の実体に対して、輸出入、投資、ビジネス関係者の入国・就業などを制限・禁止し、罰金を科すこととしている⁸⁸。

次に、外国の法律及び措置の不当な域外適用禁止規則による対抗措置が挙げられる。この措置は国家安全法等の関係法律に基づくもので、2021年1月に施行された。他国の制裁法規等により、中国の企業等と第三国の企業等との正常な取引が妨げられた場合に適用される。具体的には、自国の企業等に対して中国政府への報告義務を定め、中国政府が「不当な域外適用」と判断した場合は、当該他国の制裁法規などに従うことを禁ずることができ、中国政府は必要な報復措置を採ることができる」と規定する。なお、中国企業等が報告義務や禁止に違反した場合の罰則も設けられている⁸⁹。中国政府は、自国内で自国の企業等が行う商取引において外国制裁法規定の効力を阻止するEUの制度を参照したとしている。

一方、反外国制裁法は、外国による制裁に対抗する包括法として、2021年6月に施行された。①自国の法律等に依拠して中国に対して抑制・抑圧を行い、②中国の公民、組織に対して差別的規制措置を講じ、③中国の内政に干渉した個人や組織を報復リストに加え、報復措置を実行すべきことが規定されている。報復措置は、①入国禁止・制限、②中国国内にある財産の凍結、③中国国内の組織・個人との取引活動の禁止・制限などである⁹⁰。施行後の主な適用事例は、①トランプ政権のロス商務長官ほか6個人・1組織(2021年7月)、②米政府機関である国際宗教自由委員会の委員長ら4名(2021年12月)、③米レイセオン社、ロッキード・マーチン社(2022年2月)などである。なお、国際的な関心を集めた同法の香港への適用について、2021年8月の全人代常務委員会は採決を見送った⁹¹。

ところで、中国政府は従来、中国の政策に対する姿勢を問うことで、外国企業に圧力をかけてきたが、近年は、台湾政策、香港国家安全維持法、ウイグル人権問題等を対象に、その動きを強めている⁹²。また、2022年1月の信用調査業務管理弁法施行後、「国家安全」を害するとの理由により、企業信用情報提供サービスの海外企業による利用に制約が課される傾向が強まっている。その背景として、米国政府や議会が中国国営企業、軍産複合・軍民融合企業について詳細な調査を行い、これらに対する規制を強化する動きが強まっていることが指摘されている⁹³。一方、特許をめぐる紛争において、中国の裁判所が海外での知財訴訟を禁じ、違反に高額の罰金を科する「禁訴令」を頻発しているとの指摘がなされている。通信特許を持つ欧州企業が自社の権利侵害をめぐり中国企業と争った裁判で、中国の裁判所が海外での関連訴訟を差し止めていることについて、EUは2022年2月、WT

⁸⁸ C I S T E C 事務局 (2020. 9. 23)

⁸⁹ C I S T E C 事務局「中国商務部による外国の法律及び措置の不当な域外適用を防止する規則の公布施行について」(2021. 1. 12) <<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/34-20200113.pdf>>

⁹⁰ C I S T E C 事務局「中国の「反外国制裁法」の施行について(仮訳添付)」(2021. 6. 14) <<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/39-20210614.pdf>>米国2社に対するものは企業を対象とした初の適用事例である。

⁹¹ ロイター「中国、反外国制裁法の香港適用採決を見送り」(2021. 8. 20) <<https://jp.reuters.com/article/Hongkong-security-sanctions-china-idJPKBN2FL0LX>>

⁹² C I S T E C 事務局 (2022. 9. 6) 55頁

⁹³ 米国の国防権限法2021(2021年1月1日施行)は「中国軍企業」の範囲を「軍民融合貢献者」まで拡大し、「米国競争法案」も中国国営企業の活動に関する調査報告義務を規定している(C I S T E C 事務局(2022. 9. 6) 39~43頁)。

○知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（WTO・TRIPS協定）違反であるとしてWTOに提訴している⁹⁴。

近年、民営企業に対する中国政府・党の支配力も強化されてきた。中国政府・党は2020年9月以降、規模が拡大する民間経済を主要な国家戦略に動員するため、国内民間企業の党組織を強化するとともに、中国本土で事業を展開する外国金融機関（外資企業）への党組織の設置を進めている。外国からの投資、貿易取引の大前提となる企業活動の自主性・安定性、国有・民営の区別の不鮮明化について欧米諸国から懸念が示されている⁹⁵。

また、2021年1月に国防動員法の改正法が成立し、輸出管理法や反外国制裁法にも明記された「発展利益」が国防の対象に明記された。西側諸国による経済制裁がその侵害に当たると解され、解放軍等による軍事動員や国防動員の発動につながる可能性、外資企業が有事の国防動員の対象となる可能性が指摘されている。

5. おわりに

米中対立が貿易摩擦から地政学的対立へと進んでいく中、米中のデカップリングを強調する向きもある。しかし、2021年の米中貿易は輸出入とも過去最高額となり、2022年においても米中両国間の経済活動は拡大している⁹⁶。また、各国が世界に張り巡らされたサプライチェーンを通じて相互依存を深めている中では、その寸断は国民の経済活動や生活に直結する問題となる。

こうした中で、例えば、昨今の米国が自国の経済安全保障政策を進めるためにとる具体的措置には、同盟国・同志国との間の分断を招き、所期の目的や関係国間の連携を損ねる側面もあり、IPEF交渉の妨げとなる可能性も指摘されている。2023年5月のG7広島サミット首脳会議においては、経済安全保障の重要性の高まりを受けた討議が行われるとともに、分断と対立ではなく協調の国際社会を目指し、中国との関係についてもデカップリングではなくデリスクングが必要との認識が示された⁹⁷。

2023年11月、バイデン大統領と習国家主席との対面による首脳会談が1年ぶりに行われるなど、対立の下でも競争関係の管理を図る動きは継続している。米中の技術覇権争いは緒に就いたばかりであり、日本には双方の経済的規制措置の現状やリスクを分析し、両国との経済活動を自国の国益の確保や持続的成長につなげていく取組が求められる。

【参考文献】

安全保障貿易情報センター（CISTEC）「米中の新輸出規制等の動向」（2019年3月19

⁹⁴ CISTEC事務局（2022. 9. 6）52～53頁。欧米や日本にも他国・地域での関連訴訟を禁じる「訴訟差止め命令（ASI）」という仕組みがあり、自らに有利な判決が見込める場所で訴えを起こすフォーラム・ショッピングを防ぐ目的を有するが、日本における運用は慎重である（『日本経済新聞』2022. 3. 21）。

⁹⁵ CISTEC事務局（2022. 9. 6）43～47頁

⁹⁶ 国連貿易開発会議（UNCTAD）のデータを用い、2023年第一四半期の米中間の貿易総額に占める両国の比率が2021年第一四半期に比べて2.7ポイント低下しており、世界全体でも二国間貿易の相手国が政治的価値観を共有する国に偏る方向に転じているとの指摘もなされており、今後の動向には注視が必要である（『日本経済新聞』（2023. 10. 24））。

⁹⁷ G7広島首脳コミュニケ・パラ51（2023. 5. 20、外務省仮訳）

日開設) <<https://www.cistec.or.jp/service/uschina.html>> (2023年11月10日最終アクセス) 同サイトに掲載された資料は、輸出管理を中心に、米中の経済的規制措置に関する情報を更新しており、本稿で複数回参照・引用した資料をまとめて以下に記す。

- C I S T E C 事務局 (2020. 6. 5) 「最近の米中関係の緊張状況について (概観) 改訂 2 版」 <<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/22-20200518.pdf>>
- C I S T E C 事務局 (2020. 8. 19) 「米国の香港自治法等による対中制裁及び香港国家安全維持法によるビジネス上の影響に関する Q A 風解説」 <<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/26-20200819-1.pdf>>
- C I S T E C 事務局 (2020. 9. 2) 「米中緊迫下における米国諸規制についての Q A 風解説」 <<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/29-20200902-2.pdf>>
- C I S T E C 事務局 (2020. 9. 23) 「中国における「信頼できないエンティティ・リスト」、「輸出禁止・輸出制限技術リスト」の施行について—外商投資促進努力と相容れない対中ビジネスリスクとなる恐れ」 <<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/30-20200923.pdf>>
- C I S T E C 事務局 (2021. 1. 25) 「米国大統領選後に打ち出された米議会・政府による対中規制・政策及び中国側の措置 (改訂増補)」 <<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/33-20210105.pdf>>
- C I S T E C 事務局 (2021. 7. 7) 「尖鋭度を増す米中の諸規制の動向と留意点—従来規制の拡大強化とともに、包括的対抗規制が具体化へ」 <<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/40-20210707.pdf>>
- C I S T E C 事務局 (2021. 10. 26) 「米国・中国の経済安全保障関連規制の諸動向—21年春以降の動向を中心に」 <<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/43-20211026.pdf>>
- C I S T E C 事務局 (2022. 9. 6) 「最近の米欧、中国の輸出管理・経済安全保障規制動向等と留意点—22年9月初め時点での状況—」 <<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/51-20220906.pdf>>
- C I S T E C 事務局 (2023. 1. 19) 「米国の国防権限法、知財保護法、包括的歳出法等による対中規制強化等の諸動向—22年12月以降を中心に」 <<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/60-20230119.pdf>>
- C I S T E C 事務局 (2023. 1. 31、同 2 月 27 日改訂第 2 版) 「中国の最近の輸出規制とその関連動向—2022年秋以降の動向を中心として」 <<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/64-20230131.pdf>>
- C I S T E C 事務局 (2020. 8. 19) 「米国の香港自治法等による対中制裁及び香港国家安全維持法によるビジネス上の影響に関する Q A 風解説」 <<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/26-20200819-1.pdf>>
- C I S T E C 事務局 (2023. 8. 22) 「最近の米中の経済安全保障関連規制の諸動向について—2023年5月以降の状況 (改訂 2 版)」 <<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20230724.pdf>>

佐橋亮『米中対立』（中央公論新社、2021年）

宮本雄二・伊集院敦・日本経済研究センター編著『東アジア最新リスク分析』（日本経済新聞出版、2022年）

佐橋亮・鈴木一人編『バイデンのアメリカ』（東京大学出版会、2022年）

伊集院敦・日本経済研究センター編著『アジアの経済安全保障』（日本経済新聞出版、2023年）

神田茂「米中対立下の国際経済秩序」金沢工業大学国際学研究所編『分断・多極化世界と国際関係』（内外出版、2023年）

（かんだ しげる）